

## I. 事実の概要

- 5 Xは、事件当日の平成29年12月27日に後輩Aと飲み会をしていた。同日午後8時20分頃、Xは、Aが無礼な態度や発言をしたことに腹を立て、「ちょっと痛めつけてやるか。」と思い、Aの頭部を手元にあった陶器製の灰皿で数回殴打した。その結果Aは、心理的圧迫等により血圧を上昇させ、内因的高血圧性橋脳出血(以下脳出血)を発生させて意識消失に陥った。
- 10 その後Xは、Aを暴行現場から5キロほど離れた東京都港区所在のレジャー施設付近の駐車場まで運搬し、同日午後10時40分頃、同場所に放棄した。
- 同日午後11時30分頃、警備の仕事を終えて帰ろうと駐車場に立ち寄ったYは、同所にうつぶせで倒れていたAを発見し助けようと近づいた。しかし、その人物が以前から恨んでいたAだったことに気づき、「ちょうどいい。ストレス解消に何発か殴らせてもらおうか。」と思い、近くにあった木の角材でAの後頭部めがけて数発振り下ろした。
- 15 翌日12月28日午前2時、Aは脳出血により死亡した。鑑定の結果、Aの直接の死因は、Xによる第一暴行であり、第二暴行は、第一暴行により発生した脳出血を拡大させ、死期を幾分か早めたものであったことが分かった。
- この時のX及びYの罪責を答えよ。

20 参考判例:最高裁平成2年11月20日第三小法廷決定

## II. 問題の所在

- 25 Xによる第一暴行とAの死亡結果との間に、Yによる第二暴行が介在しているため、第一暴行及び第二暴行と死亡結果との因果関係が肯定されるか。因果関係をどのように判断するかが問題となる。

## III. 学説の状況

### A説(条件説)

- 30 「条件関係の存在のみで刑法上の因果関係を首肯する」<sup>1</sup>とする説。

### B説(相当因果関係説)

- 「その行為からその結果が発生することが経験上一般的であるときに限って因果関係が首肯される」<sup>2</sup>とする説。

### B-1説(主観的相当因果関係説)

- 35 「行為者が認識・予見した事情及び認識・予見しえた事情を考慮する」<sup>3</sup>説。

### B-2説(客観的相当因果関係説)

- 40 「行為当時存在したすべての事情及び行為後に生じた客観的に予見可能な事情を考慮する」<sup>4</sup>説。

### B-3説(折衷的相当因果関係説)

- 「行為当時一般人に認識・予見可能であった事情及び行為者にとくに認識・予見されていた事情を考慮する」<sup>5</sup>説。

<sup>1</sup> 松原芳博『刑法総論[第2版]』(日本評論社,2017年)71頁。

<sup>2</sup> 井田良『講義刑法学・総論[第2版]』(有斐閣,2018年)132~133。

<sup>3</sup> 山口厚『刑法総論[第3版]』(有斐閣,2016年)58~59頁。

<sup>4</sup> 山口・前掲59頁。

<sup>5</sup> 同上。

### C 説(危険の現実化説)

「実行行為の危険性が結果へと現実化したか」という基準によって因果関係判断がなされるとする説<sup>6</sup>。

5

## IV. 判例

最高裁平成 16 年 2 月 17 日第二小法廷決定(判例タイムズ 1148 号 188 頁)。

### [事実の概要]

10 被告人は、外数名と共謀の上、深夜、飲食店街の路上で、被害者に対し、その頭部をビール瓶で殴打したり、足蹴にしたりするなどの暴行を加えた上、共犯者の 1 名が底の割れたビール瓶で被害者の後頸部等を突き刺すなどし、同人に左後頸部刺創による左後頸部血管損傷等の傷害を負わせた。被害者は緊急手術を受け、いったんは容体が安定したが、その後容体が急変し、左後頸部刺創に基づく頭部循環障害による脳機能障害により死亡した。

15 被告人は、上記容体急変の直前、被害者が無断退院しようとして、体から治療用の管を抜くなどして暴れ、それが原因で容体が悪化したと聞いている旨述べているところ、被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったことが治療の効果を減殺した可能性があることは、記録上否定することができない。

### [判旨]

20 「被告人らの行為により被害者の受けた前記の障害は、それ自体死亡の結果をもたらし得る身体の損傷であって、仮に被害者の死亡の結果発生までの間に、上記のように被害者が医師の指示に従わず安静に努めなかったために治療の効果が上がらなかったという事情が介在していたとしても、被告人らの暴行による障害と被害者の死亡との間には因果関係がある」とし、傷害致死罪の成立を認めた。

### [引用の趣旨]

25 上記判例は、当初の暴行と被害者の死亡結果との間に介在事情はあるが、直接の死因となったのは当初の暴行であるという点で本問と類似している。このような介在事情がある場合に因果関係が認められるかを検討するにあたり、参考になると考え引用する。

大阪地裁平成 5 年 7 月 9 日判決(判例時報 1473 号 146 頁)。

### 30 [事実の概要]

被告人が、A の眉間部を右手げん骨で一回殴りつける等の暴行を加えた結果、A は鼻骨骨折を伴う眉間部打撲傷の傷害を負い、眉間部打撲によるびまん性脳損傷による脳死が確定した。その後、被害者の妻の承諾を受けた医師が人工呼吸器を取り外し、被害者は心臓死に至った。被告人は、被害者が心臓停止に至るにつき人工呼吸器の取り外し措置が介在しているところから、被告人の暴行と被害者の心臓死との間に因果関係があるというにはなお疑問が残ると主張した。

### 35 [判旨]

40 「被告人の眉間部打撲行為により、被害者は、びまん性脳損傷を惹起して脳死状態に陥り、二度にわたる脳死判定の結果脳死が確定されて、もはや脳機能を回復することは全く不可能であり、心臓死が確実に切迫してこれを回避することが全く不可能な状態に立ち至っているのであるから、人工呼吸器の取り外し措置によって被害者の心臓死の時期が多少なりとも早められたとしても、被告人の眉間部打撲と被害者の心臓死との間の因果関係を肯定することができる」とし、傷害致死罪の成立を認めた。

### [引用の趣旨]

45 上記判例は、第三者の行為が介在しているが、その結果に対する影響がそれほど大きくないという点で本問に類似している。このような介在事情がある場合に因果関係が認められるかを検討するにあたり、参考になると考え引用する。

---

<sup>6</sup> 山口・前掲書 60 頁。

## V. 学説の検討

### A 説(条件説)について

結果発生のための必要条件は無数に存在するため、条件関係が認められる範囲に際限がない以上、処罰範囲が不当に拡大する<sup>7</sup>。

5 よって検察側は A 説を支持しない。

### B-1 説(主観的相当因果関係説)について

行為者が認識・予見した事情及び認識・予見しえた事情という主観のみを相当性の判断基準とすることは、因果関係を首肯する範囲を不当に狭めることとなる。

10 よって、検察側は B-1 説を支持しない。

### B-2 説(客観的相当因果関係説)について

行為の時点に存在するすべての事情を考慮するならば、法的因果関係の認められる範囲が不当に拡大するため、妥当ではない<sup>8</sup>。

15 よって、検察側は B-2 説を採用しない。

### B-3 説(折衷的相当因果関係説)について

因果関係が客観的な構成要件であるのにも関わらず、行為者の主観を考慮することは矛盾する。また、複数の行為者が結果惹起に関与した場合において、行為者の認識・予見にそれぞれ差異があれば、因果関係の有無にも差が生じてしまう点に問題がある<sup>9</sup>。

20 よって、検察側は B-3 説を支持しない。

### C 説(危険の現実化説)について

25 本説は、判断規定に限定を加えないため、常に介在事情を考慮することが可能になる。因果経過が偶然的で異常なものであったとしても、行為が被害者の死因を形成しており、直ちに法的因果関係が否定されるべきでない場合においては、行為の危険性が結果として現実化した際に因果関係を首肯すべきであるとする見解が妥当する<sup>10</sup>。

よって、検察側は C 説を採用する。

## 30 VI. 本問の検討

### 第1 Xの罪責について

1. XがAの頭部を数回殴打した行為について、Xに傷害致死罪(刑法205条)が成立しないか。

2.(1) 傷害致死罪の構成要件はi人の身体を傷害し、iiよってiii人を死亡させたことである。

35 (2) iについて、「傷害」とは、身体の生理機能の障害又は健康状態の不良な変更のことをいう。本件においてXはAを意識消失に陥らせていることから、Xの行為は「傷害」にあたる。

(3)ア、iiについて、検察側は因果関係の判断基準についてC説を採用する。

40 イ、因果関係とは実行行為と結果発生との過程であるところ、本説では条件関係の存在を前提に行為の危険性が結果へと現実化したといえる場合に因果関係があると判断する。まず、本件においてXの行為がなければAの結果が発生しなかったため、条件関係は存在する。そして、Xの行為はAの頭部という身体の枢要部へ、陶器製の灰皿という重く固いもので複数回に渡って殴打するというもので、傷害致死の危険性を有するものであったといえる。またAはXの後輩にあたる人物であり、Xの当該暴行に対し抗拒が比較的困難であったであろう点を考慮すれば、Xの当該行為の危険度はなお高い。確かに、本件においてはYの第二暴行という介在事情が存在する。しかし、第二暴行はAの死期を幾分か早めたものにすぎず、Aの死亡結果と第一暴行との因果関

<sup>7</sup> 松原・前掲書 71 頁。

<sup>8</sup> 井田・前掲書 135 頁。

<sup>9</sup> 山口・前掲書 59 頁。

<sup>10</sup> 井田・前掲書 139 頁。

係を遮断するほどのものではないといえる。

(4) iiiについて、結果的にAは死亡しているため、要件を満たしている。

3. 故意とは客観的構成要件該当事実の認識・認容のことをいう。本件において、Xには「痛めつけてやるか」という暴行(刑法 208 条)の故意がある。傷害致死は暴行の結果的加重犯であるため、Xには暴行についての認識認容があれば足りることから、Xには故意が認められる。また、特段の違法性・責任阻却事由もない。

4. したがって、Xの第一暴行について傷害致死罪が成立する。

5. 次に、XがAを駐車場に放棄した行為について、保護責任者遺棄罪(刑法 218 条)が成立しないか検討する。

10 6.(1) 保護責任者遺棄罪の構成要件は、i 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を ii 保護する責任のある者がiiiこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかったことである。

(2) iについて、移置前のAは意識消失にあったため、病者にあたる。

(3) iiについては、①先行行為、②結果の引き受け、③排他的支配可能性の点から検討する。

15 ①について、Xは飲み会場で暴行行為によってAを意識消失の状態に陥れている。②・③について、XとA以外の者はXの暴行時に存在しなかったため、Xに排他的支配可能性があるといえる。よって、XはAを保護する責任のある者といえる。

20 (4) iiiについて、「遺棄」とは、要扶助者を場所的に移動させることにより新たな危険を創出し、また要保護者を放置したまま置き去りにする行為のことをいう。本件においてXはAを暴行現場から5キロほど離れた東京都港区所在のレジャー施設付近の駐車場まで運搬し放棄したため、XはAを遺棄したといえる。

7. またXには保護責任者遺棄致死の故意が存在し、特段の違法性・責任阻却事由もない。

8. したがって、Xの移置行為について保護責任者遺棄罪が成立する。

## 第2 Yの罪責について

25 1. Yの木の角材でAの頭部を数回殴打し、もってAを死亡させた行為につき、殺人罪(199 条)が成立しないか。

2.(1) 意識を失って倒れている人に対して木の角材という鋭利かつ殺傷能力の高いものを用いて人体の急所である頭部を数回殴打する行為は、人を死亡させるという現実的危険性のある行為であり、実行行為性が認められる。

30 (2) また、Yの行為によってAの死期が幾分か早まるという結果が生じているため、死亡の結果が発生している。

(3) さらにYの行為がなければAが早期に死亡するという結果は発生しなかったと言え、条件関係がある。そして、木の角材で人の後頭部を殴打する行為はそれ自体人の死傷結果を発生させる現実的危険性を有する行為であって、Aの死亡結果はYの行為の危険性が結果へと現実化したものと言え、因果関係は認められる。

35 3. 次に、夜中の11時の駐車場という通常人通りがあまりない場所で人が倒れているのを発見した場合に、その者の頭部を殴りつけるということは通常考えられることではない。すぐに救急車を呼ぶなどの救命行為をするべきところで、むしろ更に暴行を加えている上、当初は助けようとして近づいたにも関わらず倒れている人物がAだと気がついた途端に暴行を加えており、Aという特定の人物が死亡しても良いという未必の故意を有していると認められる。

40 4. この点、XとYの両者に死の結果を帰責させることは、Aの死の二重評価に当たるのではないかとも思えるが、あくまでYの介在行為とAの死亡結果との間の行為について評価しているにすぎないから、何らAの死の二重評価には当たらず、不当ではないと解する。

5. よってYの行為につき殺人罪が成立する。

## 45 VII. 結論

Xは傷害致死罪(205 条)、保護責任者遺棄罪(218 条)の罪責を負い、両者は併合罪(45 条前段)となる。Yは殺人罪(199 条)の罪責を負う。

以上